

### 3 学習・社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を明らかにしている。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされることから、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を目指す。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア活動を始めとするNPO等やシルバー人材センターにおいて行う活動は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間連帯や相互扶助の意識を醸成するものであることから、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に活動に参加できるよう、自発性を尊重しつつ、基盤の整備を図る。

#### (1) 生涯学習社会の形成

##### ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

###### (ア) 生涯学習の推進体制の整備

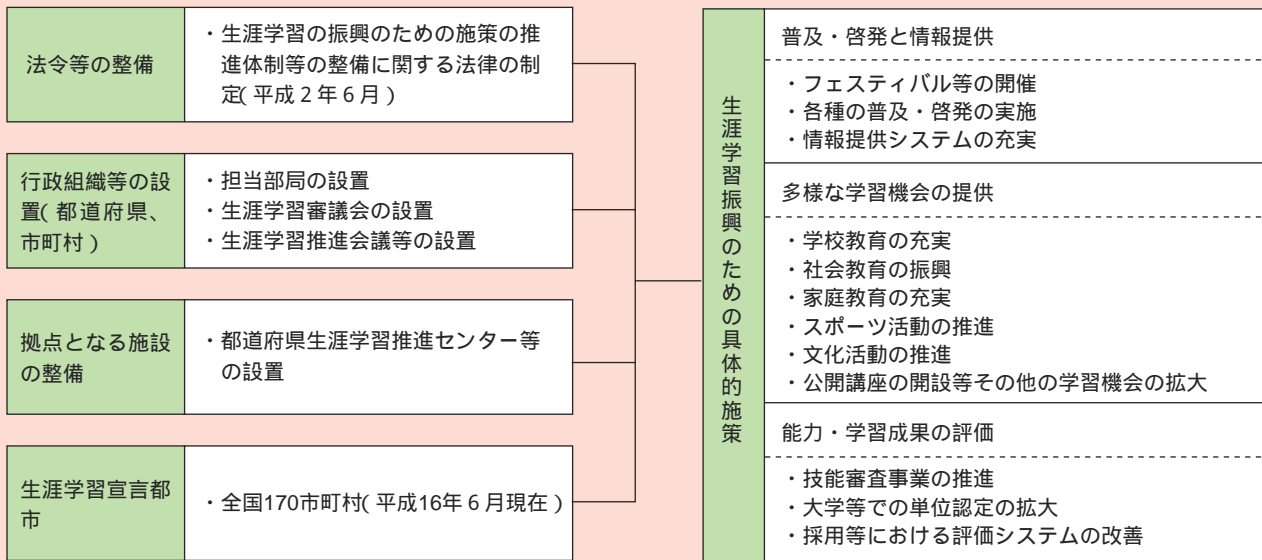
国民の生涯を通じた多様な学習需要に対応した学習機会が適切に提供されるためには、国や地方公共団体を始め、民間の各種機関・団体など、様々な主体が連携・協力体制を作り上げることにより、生涯学習の振興について積極的・総合的に取り組んでいくことが重要である。このため、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を進めるとともに、民間における生涯学習推進のための取組を支援する窓口や、教育・文化及びスポーツの振興による市町村等の地域づくりを支援するための窓口を設置し、生涯学習の推進を図っている(図2-3-22)。

さらに、地方公共団体においては、生涯学習の推進体制の整備を図るため、平成16年6月現在、生涯学習担当部局が全都道府県及びほとんどの市町村で設置されているほか、都道府県生涯学習審議会(生涯学習の総合的な推進に関する重要事項の調査審議機関)が38都道府県で設置され、生涯学習振興のための中長期的な基本計画や基本構想は45都道府県及び約1,700市町村で策定されている。

###### (イ) 生涯学習の基盤の整備

生涯学習の機会の提供に係る基盤の整備については、各地域の生涯学習を推進するための中心機関として学習情報の提供や学習相談、学習需要の把握、学習プログラムの開発を行うことなどを目的として、都道府県・政令指定都市の生涯学習推進センターの整備(平成16年5月現在、67施設)が進められ、市町村や地域の様々

図 2 - 3 - 22 生涯学習の推進体制の整備



資料：文部科学省

な生涯学習関連機関との連携・協力が図られている。

生涯学習の普及・啓発については、全国生涯学習フェスティバルを開催し、シンポジウム、体験教室等を行うことで、広く国民一般に対し生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供した(平成16年10月9～13日、愛媛県にて「もてなしの ところをつなぐ まなびの輪」をテーマに開催)。

さらに、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、社会教育主事等の資格付与講習や研修事業等を実施している。

### (ウ) 学習成果の適切な評価の促進

知識や技能などの学習成果を地域社会や職場などで積極的にいかしたり、学習の励みとするための学習成果の適切な評価が求められている。

このため、民間団体が行う社会人等が習得した知識・技能の水準を審査・証明する事業のうち、教育上奨励すべきものを認定する技能審査の制度を設けており、その適切な運用を図っている。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程(専門学校)卒業者等に対し学士の学位を授与しており、大学の正規の課程を修了していなくとも、大学の修了者と同等の水準にある者であれば、学士の取得が可能となっている(平成15年度学士授与数2,339名)。

## イ 学校における多様な学習機会の確保

### (ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が介護・福祉などの高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めることができるよう、福祉施設等における介護体験活動への取組等、実践的な活動を推進している。

平成14年度から実施している、小・中学校の新学習指導要領においては、ボランティア活動や高齢者との交流を積極的に取り入れるなどの改善を図っており、その円滑な実施に努めている(高等学校は15年度から実施)。

また、小・中・高等学校等の児童生徒が、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動を始めとする多様な体験活動に取り組むことを促進する目的で、各都道府県に「体験活動推進地域・推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動の展開を図るなどの取組を行う「豊かな体験活動推進事業」を実施している。

様々な学習歴や生活環境を有する者に対して、広く高等学校教育の機会が確保されるよう、多様な履修形態を可能とする単位制高等学校が制度化されており、平成16年度は、公立500校、私立89校、国立2校で設置されている。

なお、学校現場において、児童生徒の指導に当たる教員が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号)に基づき、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者については、特殊教育諸学校、社会福祉施設等での介護等の体験が義務付けられている。

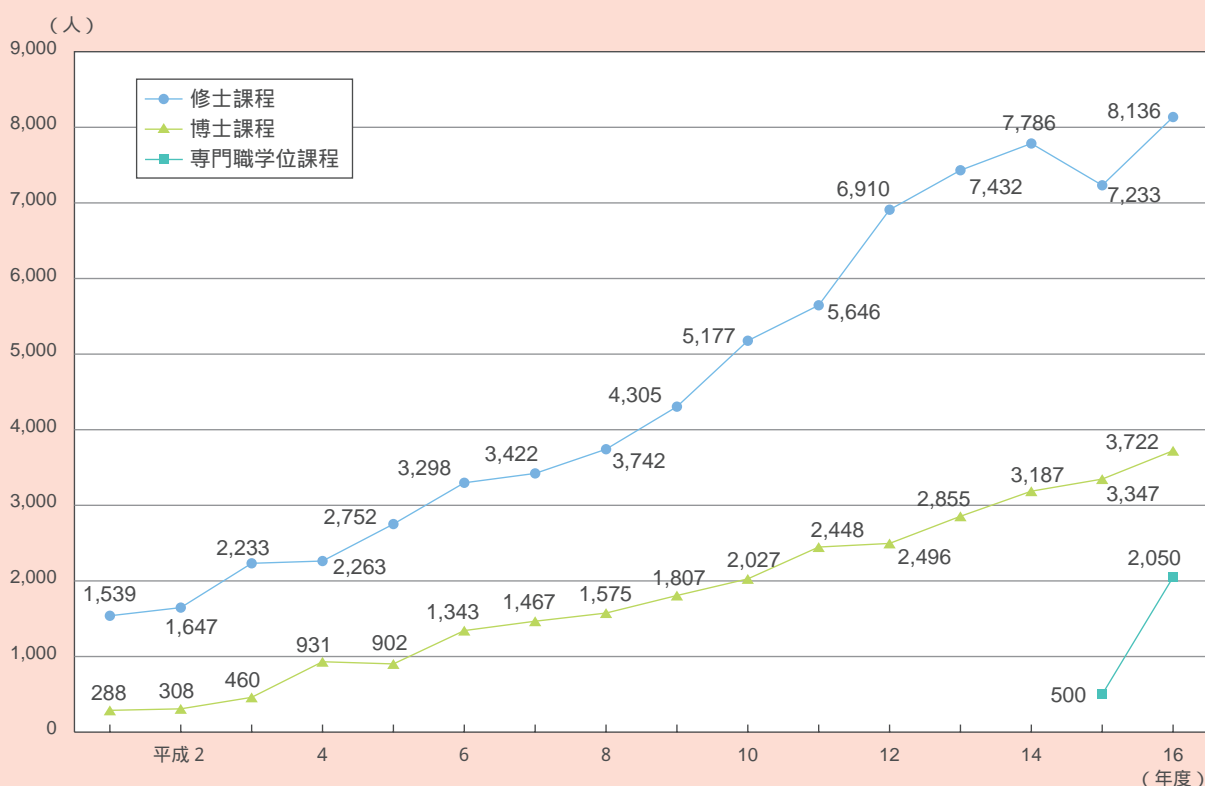
また、平成14年3月には、大学等において社会人の学習機会を一層拡大する観点から、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の改正により長期履修学生制度を導入している。

### (イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施などを行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを促進している(図2-3-23)。

また、平成14年3月には、大学等において社会人の学習機会を一層拡大する観点から、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の改正により長期履修学生制度を導入している。

図2-3-23 大学院の社会人受入状況の推移



資料：文部科学省(各年度5月1日現在)

社会人特別選抜は、大学等への入学を希望する社会人に対し、小論文、面接等を課すことによって行う特別な入学者選抜制度であり、平成16年度は、467大学（学部）348大学（大学院）で実施している。

専ら夜間において教育を行う夜間大学院は、平成16年度は、22大学において設置されている。

昼夜開講制は、昼夜にわたって授業を開講し、学生の生活形態に応じた履修を可能にする制度であり、平成16年度は、70大学（学部）277大学（大学院）で実施されている。

科目等履修生制度は、1又は複数の授業科目を履修する社会人等に対し、単位の授与を可能とする制度であり、平成15年度は、科目等履修生制度を置く大学は、659大学、科目等履修生の数は、1万8,720人となっている。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接

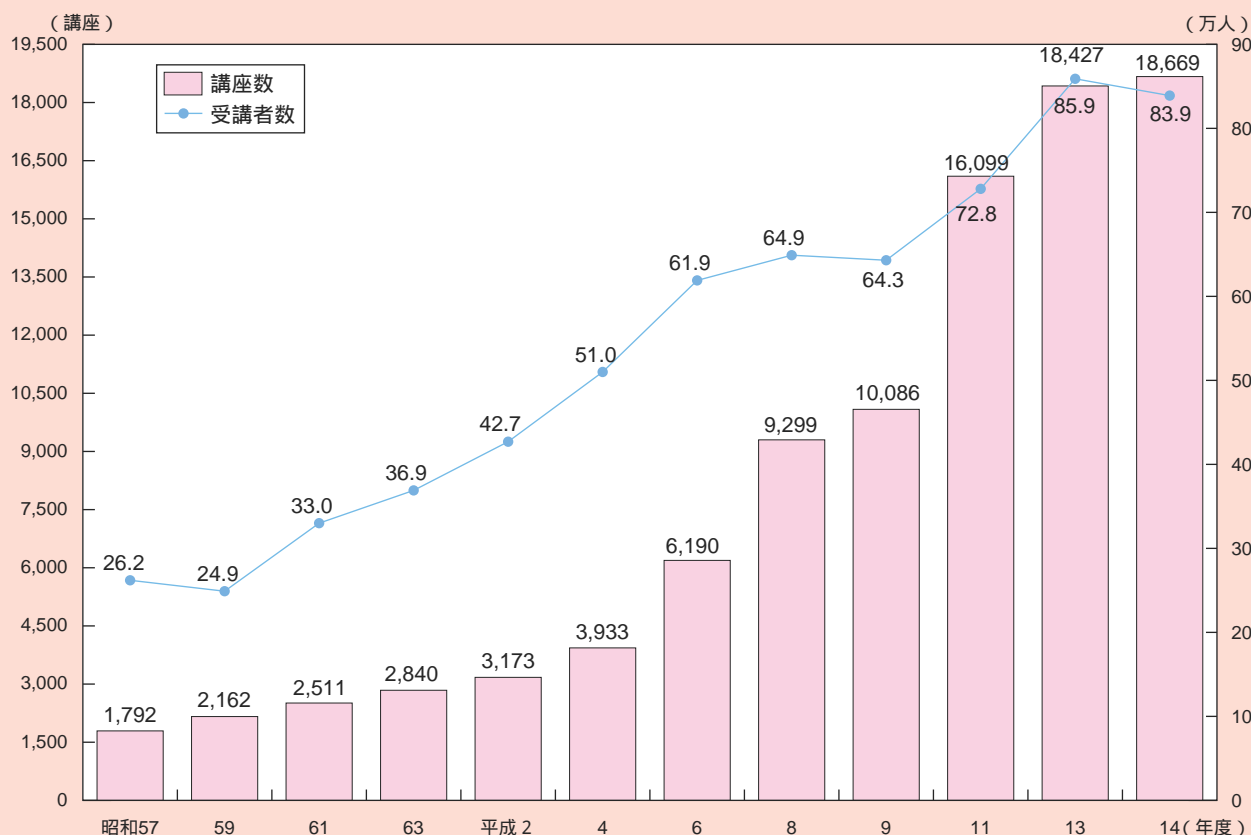
社会に開放し、大学公開講座を実施している（図2-3-24）。

放送大学においては、テレビ、ラジオなどのメディアを活用して広く社会人等に大学教育の機会を提供している。同大学在学者は、60歳以上の割合が大学、大学院ともに12.4%、会社員や公務員などの有職者の割合が大学は47.3%、大学院は73.2%となるなど、その属性は多岐に渡っている（図2-3-25）。また、放送授業を視聴するための学習センターを全都道府県において整備している（平成16年度50か所）。

### （ウ）学校機能・施設の地域への開放

多様な学習活動を推進するためには、学校が有する教育機能や施設を地域に開放し、地域社会の学習ニーズにこたえていくことが必要である（表2-3-26）。

図2-3-24 大学公開講座の実施状況の推移



資料：文部科学省「大学改革の進捗状況等について」

図2-3-25 放送大学在学者の年齢・職業

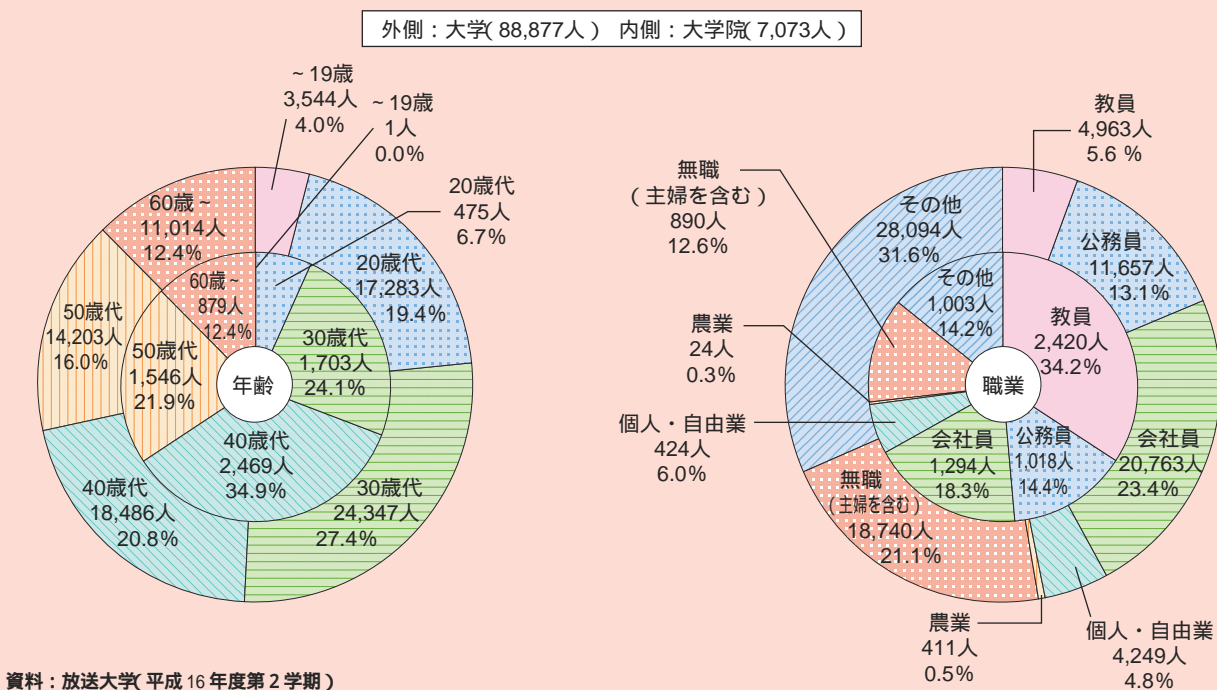


表2-3-26 学校施設の開放状況

	いずれかの施設で開放している	各施設の開放状況				開放していない
		校舎	体育館	グラウンド	プール	
小学校	96.9	43.0	92.4	86.8	44.4	3.1
中学校	93.4	31.9	86.9	70.0	8.2	6.6
高等学校	73.5	30.2	41.2	49.1	2.3	26.5
計	92.9	38.4	84.4	77.5	29.3	7.1

(%)

資料：文部科学省(平成14年度実績)  
 (注)調査対象は、全国の公立学校

このため、学校施設整備指針に基づき、より積極的な取組を促すとともに、学校開放を行うための施設整備に対し補助を行っている。

また、小・中学校の余裕教室について、「余裕教室活用指針」(平成5年文部省教育助成局長、大臣官房文教施設部長、生涯学習局長通知)に基づき、学校施設の本来の機能に配慮しつつ、積極的に社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの活用を図り、地域住民の学習活動にも資するために、地方公共団体による転用が促進されるよう、具体的事例の紹介等を行っている。

## ウ 多様な学習機会の提供

### (ア) 社会教育の充実

地域の様々な社会教育活動は、高齢者の生きがいを高めるとともに、各世代が高齢者との交流や高齢化問題についての学習を通して、高齢社会についての理解を深める役割を果たしている。

公民館を始め、図書館、博物館、女性教育施設等の社会教育施設や教育委員会において、幅広い年齢の人々を対象とした多くの学習機会が提供されている。この中には、高齢社会について理解を促進するためのものや高齢者を対象とする学級・講座も開設されている(表2-3-27)。

表 2 - 3 - 27 教育委員会及び公民館における高齢者対象の学級・講座の状況

区 分	平成13年度間	平成10年度間
学級・講座数	45,501 講座	37,078 講座
教養の向上	25,215	23,272
体育・レクリエーション	9,898	5,036
家庭教育・家庭生活	2,845	2,193
職業知識・技術の向上	823	350
市民意識・社会連帯	4,334	4,289
その他	2,386	1,938

資料：文部科学省「社会教育調査（平成14年度及び11年度）」

これらの学級・講座に加え、社会教育施設が中核となり、高齢者問題などの地域における課題を総合的に把握し、課題解決のための企画立案、事業の実施・評価を一体的に行う先駆的な社会教育事業を地域・自治体からの提案を受け実施しており、全国的に普及啓発することによって社会教育の全国的な活性化を図っている。

さらに、情報通信技術の発展を踏まえ、ITの活用による多様な学習機会の提供が期待されており、エル・ネット（教育情報衛星通信ネットワーク）の活用により、社会教育施設等に対し、様々な教育・学習番組を放送している。

また、女性と男性が共に自立し、多様な働き方、生き方を実現するとともに、少子高齢化や男女共同参画の問題に柔軟に対応できるよう、家庭・地域における男女共同参画を推進するためのモデル事業を実施した。

### （イ）文化活動の推進

地域の文化活動の振興を図るため、地域文化リーダーや地域の顔となる芸術文化団体の育成とシンポジウム等による発信・交流を行ったほか、国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、音楽・演劇等の舞台芸術の巡回公演や国立美術館・国立博物館等の所蔵作品の巡回展等による芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、公立文化会館等に対する芸術文化情報の提供や施設職員のための研修の実施等、文化施

設運営の支援などを通じて文化活動の活性化と定着化を図っている。

### （ウ）スポーツの振興

国民のだれもが生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催等各種生涯スポーツ振興施策を実施している。

### エ 勤労者の学習活動の支援

生涯学習社会を形成するためには、時間的余裕に乏しく、学習歴や学習目的も多様な勤労者が、学習活動に参加しやすい条件を整備することが必要である。

このため、労働者の職業設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針を定め、有給教育訓練休暇制度等の普及促進などを行っている。また、教育訓練給付金制度については、大学等の講座を指定の対象に加える等の制度拡充を行い、これらの活用により、勤労者の自発的な能力開発を支援している。

### （2）社会参加活動の促進

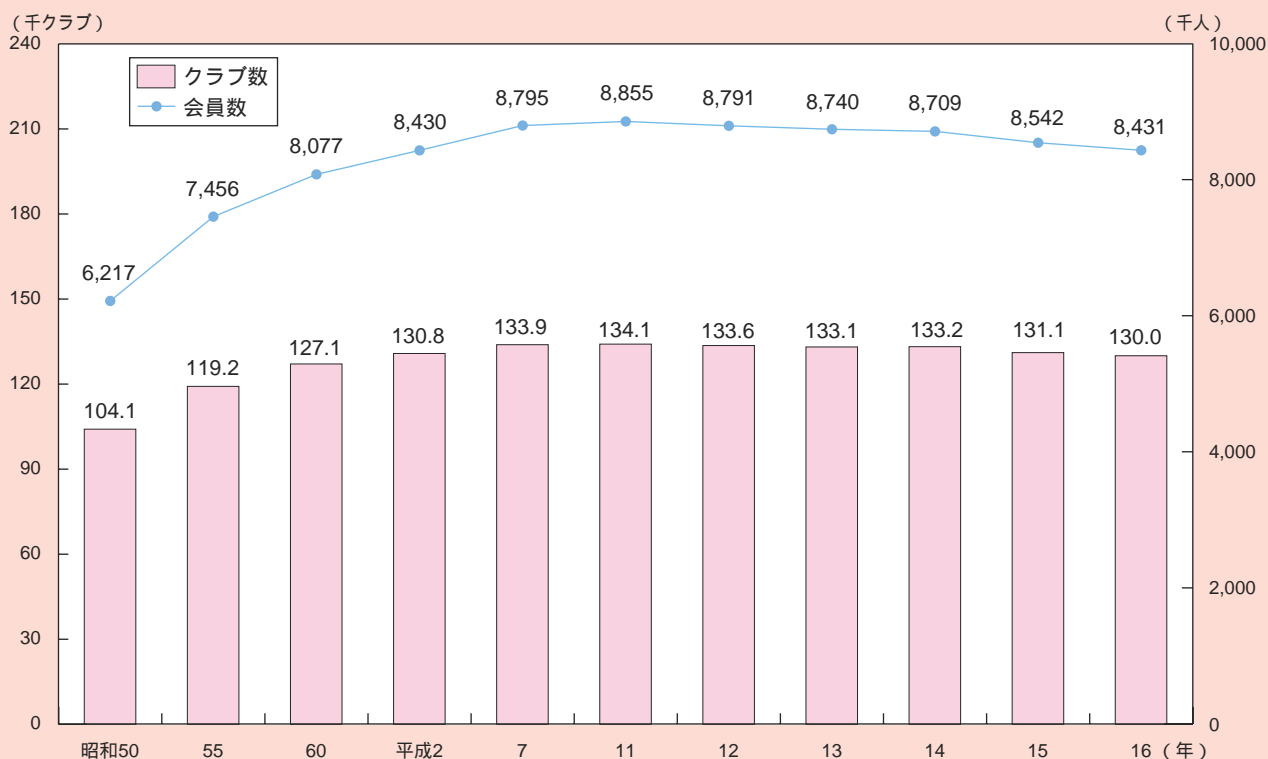
#### ア 高齢者の社会参加活動の促進

##### （ア）高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者自身が社会における役割を見だし、生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう、各種社会環境の条件整備に努めることが重要になっている。このため、地域において、社会参加活動を総合的に実施している老人クラブに対し助成を行い、その振興を図っている（図 2 - 3 - 28）。

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、市町村が行う高齢者の社会活動の啓発普及、

図2-3-28 老人クラブ数と会員数の推移



資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告（厚生省報告例、平成12年度から福祉行政報告例）（各年3月末現在）」

高齢者ボランティア活動への支援等や、各都道府県に設置されている「明るい長寿社会づくり推進機構」で実施されている高齢指導者等の育成や組織ネットワークづくりに対し補助を行っている。

平成16年10月には全国健康福祉祭（ねんりんピック）を群馬県で開催した。

高齢者の持つ豊かな知識・経験や学習の成果をいかした社会参加活動を支援する観点から、高齢者の社会参加活動の振興方策について国民各層による幅広い意見交換を行う全国高齢者社会参加フォーラムの開催（平成16年度は10月12日愛媛県にて「歌と笑いは元気の源 - 学びの秘訣」をテーマに開催）等を行った。

既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする人たちなどの参考となるよう、年齢にとらわれず生き生きとした生活（エイジレス・ライフ）を実践している高齢者、地域社会とのかか

わりを持ち続けながら積極的に社会参加活動を行っている高齢者グループ等についての活動事例を広く紹介している。

#### 地元の歴史・文化を伝えるために - 高齢者らによるラジオ放送



### (イ) 高齢者の海外支援活動

国際交流の進展に伴い、高齢者の持つ豊かな知識、経験、能力を海外において活用することが重要となっている。

このため、中高年層の海外技術協力の一環として、豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年を海外に派遣するシニア海外ボランティア事業等を独立行政法人国際協力機構を通じ行っている(図2-3-29)。

### (ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における字幕放送等の充実を図るため、字幕番組等の制作に対し助成を行っている。

### イ NPO等の活動基盤の整備

ボランティア活動に対する興味・関心は年々高まっており、平成15年4月におけるボランティア活動者総数は779万2,000人、ボランティアグループ数は11万9,000グループに達しており、また、活動内容も高齢者や障害者に対する活動、子どもの健全育成に関する活動、自然保護やま

ちづくりに対する取組など多岐にわたっている(図2-3-30、表2-3-31)。

ボランティア活動の基盤の整備については、市区町村社会福祉協議会、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会におけるボランティアセンターの活動等を支援している。

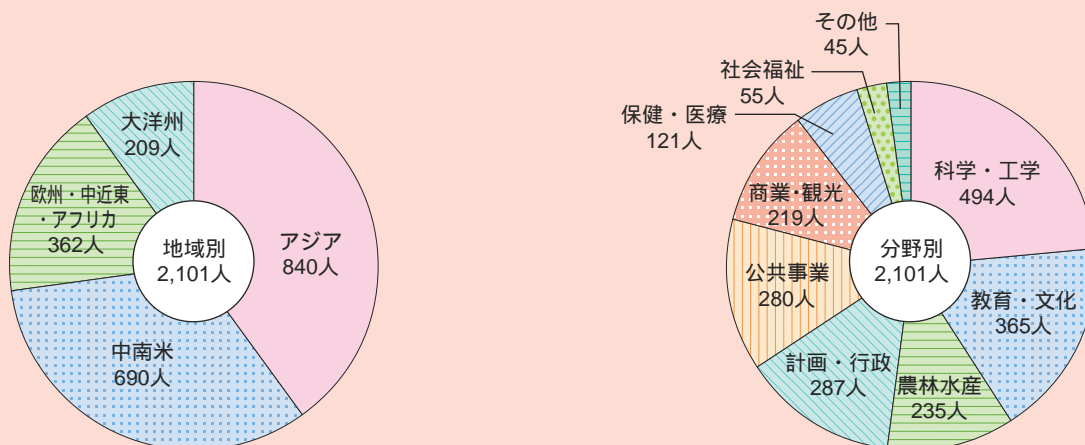
市区町村社会福祉協議会に対しては、ボランティア活動入門講座の開催、情報誌の発行、登録・あっせん・相談、ボランティア活動の拠点整備等を行うボランティア養成等事業に対し補助を行っている。

都道府県・指定都市社会福祉協議会に対しては、社会人等にボランティア活動の機会を提供する社会人福祉活動体験事業、シニアボランティア団体の育成・運営方法等の習得を目的とした養成研修等を内容とするボランティア振興事業に対し補助を行っている。

全国社会福祉協議会に対しては、全国ボランティア活動振興センター事業として、都道府県・指定都市ボランティアセンター担当者の研修、全国ボランティアフェスティバル開催等に対し補助を行っている。

また、地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動の機会の充実を図ることを目的として、

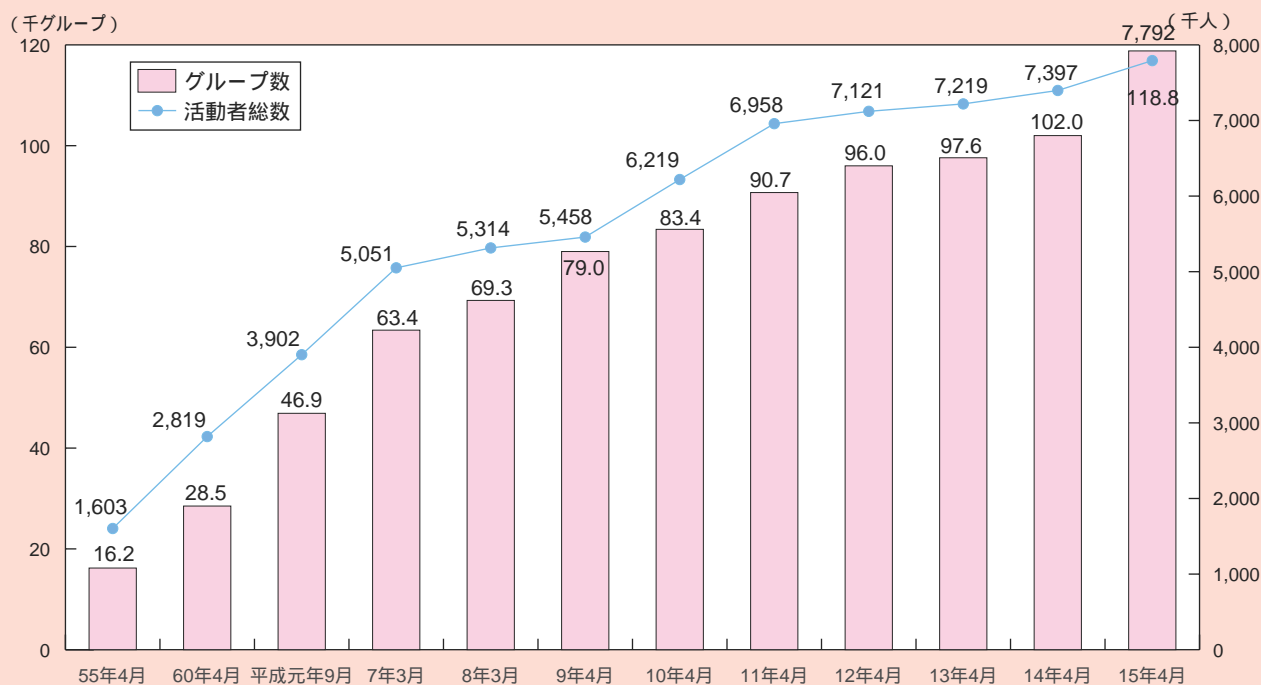
図2-3-29 地域別・分野別 シニア海外ボランティアの派遣者数



資料：外務省  
(注)平成2年度(事業開始)~16年度(平成16年末現在)



図2-3-30 ボランティア数の推移



資料：全国社会福祉協議会「ボランティア活動年報 2003年」

(注) 都道府県・指定都市及び市区町村社会福祉協議会のボランティアセンターが把握している数値である。

表2-3-31 ボランティア活動の内容

(i) 活動型(複数回答)

(%)

活動類型	団体・グループ	個人
人に対して直接サービスを提供している(対人サービス型)	43.2	53.7
人との交流を行っている(交流型)	45.7	51.2
社会的に不利な立場におかれた人々への支援活動(支援型)	43.1	39.9
特定の人を対象とするよりは、テーマに沿った活動を行っている(テーマ型)	35.3	29.2

(ii) テーマ型の活動を行っているもののテーマ内容

(%)

テーマの内容	団体・グループ	個人
伝統文化の継承や芸術の普及	12.0	13.1
環境保全・自然保護	15.1	20.2
国際的な支援活動	3.1	3.7
まちづくり	20.8	15.0
防災・災害・安全	2.9	5.4
その他	38.9	29.3

(iii) 対人サービス型、交流型、支援型の活動を行っているものの活動対象者(複数回答)

(%)

活動の対象者	団体・グループ	個人
高齢者や介護者	55.2	63.8
障害児・障害者やその家族	52.5	52.9
子ども	18.8	22.2
子育て中の人	9.1	10.0
在日外国人・留学生	1.4	3.2
ホームレス	0.3	0.5
難病患者やその家族	4.3	5.0
海外の人々	1.1	1.6
その他	12.1	9.8

資料：全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動者実態調査(平成13年12月31日現在)」

国・都道府県・市町村において、幅広い関係機関・団体と連携を図るための協議会を組織するとともに、幅広い活動の情報提供や相談対応、コーディネーターの養成等を行う支援センターを設置し、学校教育と社会教育を通じた青少年の奉仕活動・体験活動の推進体制の整備を図った。さらに、奉仕活動・体験活動に関する調査研究のほか、全国的な普及啓発を図るため、「ボランティア活動、その新しい可能性」をテーマとしたボランティア活動推進全国フォーラム（平成17年2月5日東京都）を開催した。

大学や高等学校の入学選抜においては、ボランティア活動や社会奉仕活動に対し、適切な評価が行われるよう配慮を求めている。

さらに、地域の大人の力を結集し、学校等を活用して子どもたちが放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や高齢者等の幅広い世代の地域住民との交流活動等を行えるよう子どもたちの居場所（活動拠点）を整備し、平成16年度は、全国約5,000か所で事業を展開した。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づき、NPO法人の認証・監督等を行っている（表2 - 3 - 32）。

平成16年度においては、NPO法人のうち相当の公益性を有すると認められる法人の活動を支援するための認定NPO法人制度について、その普及啓発や制度の利用実態に関する調査を実施・公表した。また、国民生活審議会総合企画部会において、「コミュニティの再興と暮らしの構造改革」をテーマに、NPO法人等による先進的取組等を手がかりに、コミュニティの再興を実現する方策等について調査審議を行っている。

また、国民のボランティア活動の裾野拡大に向け、ボランティア団体がインターネット上でイベント開催や、ボランティア募集を案内することが可能な「ボランティアウェブ」の運用や、ボランティア情報誌「ヤッテボラン」の作成・配布等の普及啓発活動を行った。

表2 - 3 - 32 特定非営利活動法人（NPO法人）の認証数

所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数
北海道	761	神奈川県	1,206	大阪府	1,608	福岡県	645
青森県	136	新潟県	270	兵庫県	685	佐賀県	117
岩手県	169	富山県	107	奈良県	150	長崎県	181
宮城県	307	石川県	137	和歌山県	127	熊本県	234
秋田県	108	福井県	133	鳥取県	75	大分県	192
山形県	158	山梨県	120	島根県	89	宮崎県	114
福島県	248	長野県	413	岡山県	239	鹿児島県	161
茨城県	250	岐阜県	254	広島県	310	沖縄県	166
栃木県	214	静岡県	439	山口県	187	都道府県計	18,613
群馬県	365	愛知県	622	徳島県	98	内閣府	1,737
埼玉県	605	三重県	287	香川県	115	合計	20,350
千葉県	797	滋賀県	217	愛媛県	150		
東京都	4,004	京都府	520	高知県	123		

資料：内閣府国民生活局（平成10年12月1日～17年1月31日累計）

## コラム 06



## 高齢者の社会参加への取組

## ア 徳島県上勝町

人口2,229人、高齢化率44.32%（平成16年現在）という高齢化が進んだ過疎の町が、ある事業で注目を集めている。

その事業は、モミジやナンテンなどの木の葉を集め、料理に華を添えるつまものとして出荷する「彩（いろどり）事業」。事業の実施主体は、町が7割を出資する「株式会社いろどり」。事業に参加し葉っぱ集めに参加している生産者は約180人。そのほとんどは高齢の女性で、平均年齢は70歳近い。



生産者にはファックスやパソコン通信で受注・出荷状況が毎日伝えられ、それらの情報を基に、各自でどの商品をどれだけ収穫するかを判断する。「ナンテンの価格が低うなっとるなあ。」などとつぶやきながら、出荷戦略を考えるおばあちゃんの顔は個人事業者そのもの。

お年寄りでも簡単に操作できるパソコンからは、一日ごとに個人の売上げと順位を見ることができ、その売上げと順位が上がるのを励みにしながら、皆が葉っぱ集めに精を出す。中には、年収1,000万円を超える人もいる。

今年80歳を迎えたある生産者のおばあちゃんは、収穫した葉っぱをトレーに詰める手を休めることなく、「ここ上勝にある植物で稼げることがうれしい。」と笑顔で話す。

高齢化が進むこの街で、寝たきりの高齢者は平成14年度でわずか3人。「元気な人まで、施設やデイケアに行くのは、自分の居場所がないからではないか。」とこの事業の仕掛け人であるいろどりの取締役は語る。この町では、高齢者に生きがいと自信を持てるものを与える産業を興すことが福祉につながっており、町で「産業福祉」と呼ぶ取組が実践されている。

## イ NPO法人ナルク

NPO法人「ニッポン・アクティブライフクラブ」(通称「ナルク」)は、「時間預託制度」を通じ60歳代以上を中心とした会員同士がボランティアで助け合うという、特色ある活動を行っている。

「時間預託制度」とは、庭の手入れ、家事援助、話し相手、送迎などの手助けを必要とする会員に対し、それらの手助けをできる会員がサービスを提供し、その活動時間を点数として預託する制度のこと。どんなサービスでも1時間1点として時間貯蓄手帳に記入され、いずれ自分にサービスが必要になったときに他の会員からのサービスを受けることができる。預託した点数は、配偶者・両親・子どもなどのために使うこともできる。

平成16年現在の登録会員数は約17,000人。その大半は60歳代以上で、夫婦での参加が多いという。

預託した点数は、全国108箇所(2004年11月現在)の「ナルク」の拠点どこでも引き出すことができるため、首都圏で子どもが預託した点数を使って、地元で親が家事援助のサービスを受ける、という例も珍しくないという。

## ウ おやじの会「いたか」

「お父さん、いたか！」

この子どもの一声をきっかけとして名前が決まった、「いたか」。おやじたちがサークルをつくり、積極的に地域活動に参加していこうというおやじの会の草分け的存在だ。

活動内容は、まちづくり、行財政改革、ゴミ問題、バリアフリーなど様々な分野の講師を招いて行う勉強会から、餅つき大会の開催など多種多様。小学校で、コマ回しや竹馬乗りの一日講師を務めたりもする。これらの活動をき



っかけとして、市民館のシニア向け地域参加セミナーで講師を務める人や、河川保全のNPO法人で役員を務める人など、多様な地域活動に参加する人もいる。

「いたか」の発足は1983年。川崎という地域柄、会員の大半は東京の職場に勤める会社員。朝早くから電車で揺られ、東京で残業のあと一杯やると、帰宅は夜遅く。日常生活の大半を東京の会社で過ごし、家のある地域社会との関係は希薄になりがちだった。

発足当初は、「会社人から家庭・地域人へ、居場所と仲間づくり」をテーマとして、会社とは異なる地域社会のヨコ人間関係を重視し、会員同士のつながりを深めてきた。

発足から20余年を経て、現在の構成員の大半は50代後半層と定年間近。定年を迎え地域活動への参加のきっかけを求めて入会してくる人も増えてきた。

「おやじたちも本当は地域でつながりを欲しがっているのだと思う。地域で住民、市民として生きるきっかけが欲しいのではないのでしょうか。」と会の世話人はおやじたちの本音を語ってくれた。

かつては子どもから「いたか！」と言われたおやじたち。定年を迎え、地域で過ごす時間が長くなるにつれ、おやじたちの今以上の積極的な地域参加が重要となってきそうだ。